

公益財団法人京都伝統産業交流センター ガバナンス・コード

公益財団法人京都伝統産業交流センター（以下、「本法人」という。）は、以下のガバナンス・コードを策定し、役員等及び職員（以下、「役職員等」という。）がこれを遵守することにより、公益法人として持続的かつ効果的な発展をはかるものとする。

（公益法人の使命と目的）

第1条 役職員等は、公益法人としての使命と目的を明確に意識するとともに、本法人の公益目的事業の遂行と法人運営を持続的かつ効果的に行うものとする。

- ・ 公益法人制度の趣旨、公益目的事業、公益法人の運営について理解し、それに積極的にかかわるとともに、外部に対し明瞭に説明する。
- ・ 事業計画等により、目的を実現するための戦略や目標等を策定し、その実現に邁進するとともに、その目標については定期的に見直す。
- ・ 地域社会の人々、ステークホルダー（関係者）に対して、社会的責任があることを認識し、使命、目的に従い、必要な資源を確保し、公益目的事業を遂行する。

（誠実性・社会への理解促進）

第2条 役職員等は、一般の人々が公益法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に意識し、日常の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益となること及び本法人の利益相反となる取引は行わないものとする。

2 本法人は、法令等に従って情報公開するのみならず、自らが行う公益目的事業について、積極的に一般の人々に対して公開し、社会一般からの理解を得るよう努力するとともに、産地組合等もとより、関係機関・行政等の参加と協力を仰ぎ、市民社会における一員として積極的に活動するものとする。

（公益法人の機関の権限（役割）と運営）

第3条 本法人は、法に定められた公益法人の機関の権限（役割）と運営の意義を明確に意識し、その運営にあたっては法令に則った形式を踏襲するとともに、実質、内容のある議論と決定を行うものとする。

- ・ 最高議決機関として、評議員会を置く。
- ・ 業務執行決定、理事の職務執行の監督機関として、理事会を置く。
- ・ 法人の代表、業務の執行機関として、理事長、専務理事（業務執行理事）を選定する。
- ・ 理事の職務執行の監査機関として、監事を置く。

(公益法人の業務執行)

第4条 理事会は、理事長・専務理事（業務執行理事）が行う業務執行の決定・監督にあたり、公益目的事業の目的と意義に沿って、主体的に、かつ理事及び職員と連帯して行動する。

- ・ 理事会の職務権限
 - ①業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長、副理事長及び専務理事（業務執行理事）の選定及び解職
- ・ 専務理事（業務執行理事）の職務権限
組織及び職務権限等に関する規程を設け、役割分担と責任を明確に規定
- ・ 事務局の組織等
組織及び職務権限等に関する規程を設け、事務局の組織や職制等について規定

(理事会の有効な運営)

第5条 理事会は、選定した理事長や専務理事（業務執行理事）のリーダーシップのもと、法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって職員とチームを組んで事業を推進する。

2 事業の執行については、理事同士が執行の監督を行うとともに、監事の外部的視点からの監査監督を行う。

- ・ 理事・監事の選任・解任は、評議員会において行い、理事長・専務理事（業務執行理事）の選定・解職は理事会において行う。
- ・ 業務執行の決定は、理事会で行うとともに、具体的な業務執行は、理事長及び専務理事（業務執行理事）が行う。
- ・ 業務執行の監督は、理事同士で行うとともに、監事によって行う。
- ・ 理事の選任については、法令の基準を遵守し、広く候補者の能力や経験・専門知識、意欲、年齢・地域・性別等のバランス等を考慮する。
- ・ 理事会において、各理事は積極的に意見を陳述すべきであり、意見に大きな相違が生じたときは、いろいろな視点から時間をかけて検討し、妥当な結論に達するとともに、一旦決定された場合には、理事全員が一致してそれに従う。
- ・ 理事会において、各理事はその専門性を発揮する。
- ・ 理事長及び専務理事（業務執行理事）は、理事会の運営についてリーダーシップを発揮するとともに、理事会において決定された事項の執行においては、理事会の意見を十分尊重するとともに、職員と一体となってその決定事項を実現するよう努力する。
- ・ 監事は、理事会に出席し、積極的に意見を述べ、理事の職務の執行を監査する。
- ・ 監事は、事業全体をチェックする重要な立場であり、公正な態度及び独立の立場を保持するとともに、その職務の遂行にあたり、役員等との意思疎通を図り、情報

交換を行うなど、監事の職責を果たしやすい環境を整備する。

(情報公開・説明責任・透明性)

第6条 本法人は、法人運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、本法人の事業活動について積極的に情報開示することで透明性を確保し、説明責任を果たす。

- ・ 情報発信の手段として、法令上要請されている事務所備置き、閲覧以外に、より積極的にウェブサイトによる公開にも努め、利害関係者はもとより一般の人々に対して透明性を図る。
- ・ 情報発信は、正確で閲覧者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう工夫する。

(リスク管理・個人情報の保護)

第7条 本法人は、本法人のみならず本法人関係者を守るべく、リスク対応並びに個人情報保護がより重要であることを認識し、組織的な管理体制を構築する。そのために個人情報保護に関する基本方針、個人情報等管理規程、業務上保有する個人情報等の利用目的等を制定する。

(コンプライアンス・公益通報者保護)

第8条 本法人が公益法人として関連する法令や定款等を遵守することはもとより、理事会は、役職員等が「公益財団法人京都伝統産業交流センターにおけるコンプライアンス推進のための行動規範」及び「コンプライアンス推進指針」を遵守していることを常時確認する。

附則

- 1 本ガバナンス・コードの決定・変更は、理事会の決議をもって行う。
- 2 本ガバナンス・コードは、令和8年3月18日から施行する。